

令和8年度 部活動規程について

1. 部活動の意義

- (1) 興味・関心の追求による個性の発見と伸長（興味・特技を身につける）を図る。
- (2) 教師や異学年生徒等との交流を通じて、豊かな人間関係の育成を図る。
- (3) 自主的・実践的な態度の育成等，集団活動における社会性の育成を図る。
- (4) 心身の健康の増進，体力向上を図る。
- (5) 規範意識やマナーの指導を通じて，豊かな人間関係の育成を図る。
- (6) 集団の一員としての自覚を高め，他と協力しながら自己の責任を果たし，よりよい生活を築こうとする態度を育てる。

2. 組織

- (1) 部活動の運営にあたり，次の組織を置く。
部活動顧問会：校長および全顧問をもって構成する。
- (2) 部活動顧問会は，部の活動に関する具体的な問題や，規定の改正などの問題について話し合う。
- (3) 部活動外部指導者については，校長が適当と認め，部活動顧問会で承認する。

3. 現在の本校の部活動（12部）

(1) 運動部（9部）

陸上競技部	バスケットボール部	男子	ソフトテニス部	男子
卓球部	バスケットボール部	女子	ソフトテニス部	女子
サッカー部	軟式野球部		バレーボール部	女子

(2) 文化部（3部）

吹奏楽部 美術部 家庭科部

4. 部活動生徒心得

- (1) 学習と部活動の両立に努め，基本的な生活習慣を身に付けること。
- (2) 民主的・自主的に活動し，部員全体が仲良く行動すること。
- (3) いつでも大きな声で気持ちのいい挨拶ができるようにすること。
- (4) 校外活動時や大会等に出場する際は，白岳中学校生徒としての誇りと責任をもって行動すること。

5. 部活動規約

(1) 部活動の入部・退部・転部について

①入部

- (ア) 入部を希望する生徒は，担任を通じて入部届（様式1）を提出すること。
- (イ) 前年度と引き続き同部活動で活動する場合も，毎年度初めに提出すること。
提出しない場合は部活動に参加できない。

②退部

退部は，顧問や担任とよく相談した上で保護者からの退部届を提出しなければならない。

③転部

転部は，前部活動の顧問・担任とよく相談した上で転部届を提出し，改めて入部したい部活動へ転部届を提出すること。

④その他

新1年生の部活動見学・体験入部等については別途提示する。

(2) 練習について

- ①顧問が学校内に不在の時の練習は，原則として禁止する。ただし，代替りの指導者（外部コー

- チなど校長が指導を認めた者) もしくは本校教職員がいる場合はその限りではない。
- ②学校が定めた部活動中止の日は、原則として活動を中止する。ただし、大会期間が重なる場合は、顧問が校長の許可を得て活動することができる。活動時間は1時間以内とする。
 - ③学校休業日の活動については、顧問が学校長に申請し許可を受けること。
また、顧問がつかない場合、土曜日・日曜日・休日の活動は実施できないものとする。
 - ④定期試験(中間試験・期末試験)1週間前は原則、部活動は中止する。
ただし、大会期間が重なる場合は、校長の許可を得て活動することができる。
活動時間は1時間以内とする。
 - ⑤各種大会参加に向けては、大会の1週間前より30分延長して活動できるものとする。ただし、事前に保護者の了承を得ておくものとする。
 - ⑥夏季・冬季休業等、長期休業日の活動の有無および練習時間については、別途計画表を作成し提示する。
- (3) 服装について
- ①運動部の練習着は、顧問が指定する練習着(競技使用着やユニフォーム)、及び学校指定の体操服・ジャージとする。(シャツだし、腰パン等だらしのない着用はしない)。
 - ②文化部の活動着は、制服着用を原則とする。ただし、顧問が指定する活動着(学校指定の体操服、ジャージ等)は許可する。
 - ③防寒着を着用する場合は、学校指定のウィンドブレーカーまたは顧問の指示による部指定のものを着用するものとする。
 - ④その他の防寒着(手袋等)については顧問が必要と判断し、生徒指導部会等で認可された場合のみ、その使用を認める。ただし、使用にあたってはその期間と種類等を適切に設定するものとする。
- (4) 部室・教室等の使用及び更衣について
- ①部室は指定された場所を使い、各部の責任で戸締りを行う。
 - ②部室は、活動に使用する用具の保管、更衣のみに使用する。活動以外の目的(個人の体操服、ジャージ・教科書・私物等の置き帰り等)で使用してはならない。
 - ③活動場所(更衣場所も含む)は使用后、整備・清掃を行うこと。また、使用した道具類の後片付けも責任を持って行うこと。
 - ④更衣については、原則として指定された場所や部室等で更衣する。個人の荷物は、整理整頓を心がけ、自分たちが活動する場で責任を持って管理するものとする。
 - ⑤更衣場所、活動場所の備品・掲示物・個人の荷物などには絶対触れないこと。また、使用後の清掃、施錠は顧問の指示に従い確実にを行うこと。
 - ⑥鍵は顧問が管理する。故意による部室の破損や鍵の紛失は、その部で弁償するものとする。
 - ⑦学校以外の施設を使用・借用する場合は、顧問が同伴の上、管理者又は施設関係者に迷惑をかけるないように、利用後の清掃・整理整頓・安全管理・戸締り等を行うこと。
 - ⑧以上の事項が守れていない場合、部活動顧問者会議及び職員会議にて合議し、部室の使用を禁止する。
- (5) 活動終了時間・下校について
- ①活動終了・下校の時間(平日の完全下校時間)は、下記に定める。
学年末試験終了後～10月・・・完全下校時間18:00
11月～学年末試験終了後・・・完全下校時刻17:30
※完全下校時刻には校門を出ていることとする。
 - ②完全下校時間に間に合うように練習を終え、後片付け・戸締りをして下校すること。
 - ③完全下校を再三に渡り守れない部は、顧問の指導により愛校作業を行う。(内容は顧問の指導

に従う。) また、状況に応じて、数日間の活動停止を命ずる場合もある。

(6) 県外での活動について

- ① 県外で行われる大会や練習試合等は、1週間前までに校長に許可を受けなければならない。
- ② 宿泊を伴う対外試合(中体連中国大会・全国大会等を除いて)は、保護者の承認と保護者代表による生徒引率を前提(事前に保護者の了承を得るもの)とする。

(7) 費用について

- ① 活動に必要な用具や練習着及び交通費や部費の徴集については、年度当初の部活動集会(保護者会)で顧問が説明する。

(8) 身体状況の連絡

- ① 不慮の事故防止のため、特に脳疾患、心疾患、重度の貧血、その他疾患などについては入部の際、保護者や担任が必ず顧問に連絡すること。
- ② 活動中に怪我をした場合は、必ず顧問及び養護教諭、その他教員等に連絡し、その指示を仰ぐこと。また、顧問は管理職に事故の経過及び処置などを報告すること。

(9) 休養日等の設定について

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。なお、平日は休養日を原則水曜日とし、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

6. 顧問等の確認事項

- (1) 部活動については、部活動顧問会議での話し合いを通して、校長が決定する。
- (2) 長期休業中の部活動については、事前に顧問会議を開き、練習時間・場所等を決定する。

7. その他

(1) 飲食、携行品、移動等

- ① 昼食は家より持参し、校外へ買いに出ない。食事場所は、顧問が指示した場所で食べる。
- ② 水筒の持参については年間を通じて許可するが、中身についてはお茶・水または、スポーツ飲料とする。ジュース等は不可とする。また、缶やビン、ペットボトルの持ち込みは禁止する。ただし、休日の練習や大会等で保護者から提供される分については、この限りではないが、その際は極力スポーツドリンク等とする。
- ③ 貴重品や現金は学校に持参しない。やむを得ず持参した場合は、活動前に顧問に預けること。
- ④ 自転車での登下校、大会・発表会場への移動は禁止とする。

(2) 体育館以外で活動する運動部は、輪番でグラウンド及びあいさつ通りの掃除を行う。

(3) 規約が守れない場合について

- ① 以上の規約や「白岳中学校生徒指導規程(白岳中学校生活のきまり)」を守らない部活動生徒については、部活動顧問者会議を開き処置を決定する。
- ② 特に頭髪や服装のきまりを守れない場合、当該生徒については、保護者と連携して期日を設けて直させる。
- ③ 上記について度重なる、または集団で違反があった場合には、部活動停止や部室の使用禁止等の処置をとる場合がある(買い食い、部内、遠征先での不祥事、部室での飲食については厳禁)。